令和８年度

東近江市農業委員会
総会　議事録

１　開催日時　　令和８年５月11日（月）　午後１時30分から午後２時５分

２　開催場所　　東近江市役所　新館３階　313・314・315会議室

３　出席委員　　35人　　　欠席委員　５人

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	欠
6	出	26	出
7	出	27	欠
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	欠	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	欠
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	欠
20	出	40	出

議長（会長）	出

農業委員会事務局

局長	出		
参事	出		
副主幹	出		

４　議事日程
　　第１　議事録署名委員の指名

５　会議の内容

議　長　　ただ今から、令和８年度東近江市農業委員会総会を開会いたします。
　　　　　委員総数 40 名のうち、出席者数は 35 名、欠席者数は５名でありますので、この総会は成立いたします。

　　　　　日程第１は、議事録署名委員の指名であります。
　　　　　議席番号 37 番○○○○委員、38 番○○○○委員を指名いたします。

　　　　　それでは、報告第１号令和７年度東近江市農業委員会活動報告について事務局の報告を求めます。

事務局　　報告第１号「令和７年度東近江市農業委員会活動報告」について説明いたします。
　　　　　活動報告書をご覧ください。
　　　　　説明は主な項目のみとさせていただきます。

　　　　　３ページをご覧ください。
　　　　　１　の「主な出来事」といたしまして、各地域で、地域計画の見直しやブラッシュアップに係る支援に取組んでいただきました。このほか、ブロック単位で遊休農地の解消活動や「農地利用最適化の推進に関する意見書」の提出等に取り組んでいただきました。

　　　　　中段の３の「農業委員活動状況」につきまして、17 ページをご覧ください。
　　　　　これは、各委員さんから、ご報告いただいております活動報告を取りまとめて一覧にしたものとなっております。

　　　　　次に４ページをご覧ください。下段、（３）農地異動および転用件数・面積の状況について、月例総会にてご審議いただきました農地法の基づく審議等について、年間の集計を 18 ページに、年度毎の集計を 19 ページにとりまとめております。

　　　　　令和７年度の農地法第３条の許可件数は前年から 11 件増の 176 件となっております。これは農地法の改正により、令和５年４月１日から下限面積要件が廃止されたことで、令和５年度以降は増加傾向となっております。

　　　　　また、転用許可の件数につきましては、４条が前年より１件減の 35 件、５条が前年より７件減の 90 件でありました。
　　　　　転用案件であります４条５条の許可、届出を合わせると、191 件、190,213 平方メートルとなりました。

次に６ページをご覧ください。
「８ 農地利用最適化推進ブロック全体会議」といたしまして、
各ブロックにおきましては、農地利用最適化の推進に向けた独自活動や遊休農地の解消に係る計画を立て、実践活動をしていただきました。
また、全体会議では、各ブロックで取組まれた独自活動や遊休農地解消活動の発表をしていただき、情報の共有が図れました。
次に７ページ中段の（５）わたSHIGA輝く国スポ おもてなし事業として、滋賀県で開催された国スポのボクシング会場である能登川アリーナにおいて、食農啓発・女性農業者支援委員さんが中心となり、選手や来場者に「みずかがみ」を配布する「おもてなし」をしていただきました。

10の「研修会」につきましては、1月22日に生駒市農業委員会及びタキイ種苗研究農場での研修を予定しておりましたが、荒天のため中止とさせていただきました。

次に８ページ中段の
(11)「 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出・要請活動」につきまして、農業委員会活動を通しての地域の声や課題をまとめた意見書を10月23日に市長へ、12月５日には要望書を市議会へ手渡し、市政への反映を要請しました。

次に10ページ
「13遊休農地対策に関する業務」につきまして、８月７日に20班を編成し、42集落227筆の農地利用状況全体調査を実施いたしました。
再生利用可能と判断する１号遊休農地の農地は昨年より３筆減の54筆、面積は2,754平方メートル増の50,166平方メートルとなりました。

また、（３）耕作放棄地の非農地判断の実施として
中山間地を中心に再生利用が困難と見込まれる農地を対象に、36筆14,573平方メートルの非農地判断を実施しました。

次に13ページ、
（４）「家族経営協定の締結」につきまして、
令和７年度は新たに１家族が家族経営協定を締結され、延べ70件となりました。

次に15ページ、
（７）「農業委員会だより」につきまして、編集委員のご尽力により２回発行していただきました。
また、（８）「農林水産まつり」につきまして、検討委員を中心に準備を進めていただき、餅つき、ポン菓子の販売、及び普及啓発活動を実施していただきました。

以上、令和７年度東近江市農業委員会活動報告の説明とさせていただきます。

議　長　　事務局の説明が終わりました。事前に配布しておりますので、本案については報告事項にとどめておきます。

続きまして、議案第１号令和８年度東近江市農業委員会活動計画（案）についてを議題とします。
事務局から説明を願います。

事務局　　続きまして、議案第１号　令和８年度東近江市農業委員会活動計画（案）について説明をいたします。

東近江市農業委員会では、農業委員会の運営の計画性や実行性を高めるために年活動計画を策定し、これに基づく活動を展開しております。
つきましては、今回「令和８年度東近江市農業委員会活動計画（案）」についてご審議をお願いするものです。

活動計画書（案）をご覧ください。
時間の関係から、主な項目について説明させていただきます。
１ページをご覧ください。
下段の「今年度の重点目標」につきまして、地域計画の見直しやブラッシュアップに向けての支援、また、遊休農地の発生防止、解消に係る取組みを重点的かつ継続的に進めるため、
一つ目は、地域計画の実現に向けて、地域における農地の集積・集約への助言、指導等の支援を行うこと。
二つ目は、農地パトロールを計画的に実施し、農地の利用実態の把握と遊休農地の発生を未然に防止するとともに耕作放棄地の解消を推進することとしております。
また、三つ目の重点目標といたしましては、今年７月の委員改選では現委員さん20名が退任されていることもあり、農地法の専門的知識の習得や農業委員会活動の充実・強化に向けた研修を実施することしています。

次に、２ページ以降の個別の主な活動計画について説明します。
２ページの下段（２）組織の充実・強化のカの委員研修の実施といたしまして、本年７月の農業委員改選によりまして、半数の委員が退任されることとなります。月例総会で審議いただくこととなる農地の権利移動や転用許可の制度、都市計画等に関しての研修を充実させていきたいと考えています。

３ページ中段（３）耕作放棄地等の非農地判断としまして、
昨年度から取組みを再開しておりますが、森林の様相を呈しているなど農地を復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地について、非農地判断を継続

的に進めていきます。
令和７年度においては、委員の皆様に現地調査を行っていただき、36 筆、14,573 平方メートルの非農地判断を実施いたしました。令和８年度においては 50 筆程度を予定しています。

４ページ上段（３）「農地等の利用の最適化の推進に係る意見」等提出活動といたしまして、農地等の利用の最適化の推進に関して、地域の声をくみ取り、より効率的かつ効果的に実施するため、市長への意見の提出及び市議会へ意見農要請を行います。

５ページ上段（２） 担い手への農地の利用集積及び集約化の推進につきまして、重点目標に挙げておりますが、農業水産課等の関係機関との連携を持ち、継続的に地域計画の見直しやブラッシュアップに関しての支援を進めてまいります。

「オ　農地移動適正化あっせん事業の導入を検討する」といたしまして、これつきましては、今年度の新たな取り組みとなります。

この制度は、農地の所有者からの申出を受けて、市が作成するあっせん基準に基づいて農業委員が仲介に入り、担い手農家に売買をあっせんする制度です。
制度自体は昭和 45 年に始まり、合併前の市町ではそれぞれ基準を定めてこの制度による所有権移転を実施されていましたが、のちに農業経営基盤強化促進法が制定されまして、この法律により、個人間の所有権移転が簡易にできるようになりましたので本市においては「あっせん事業」基準は定めておらずこの事業は実施しておりません。
基盤法による制度は令和６年度をもって廃止されましたが、基盤法による制度では、所有権の移転に関して市町による嘱託登記及び譲渡所得税の優遇措置を受けられることが大きなメリットでありました。
現状では、農地中間管理機構を介しての権利移動であれば、嘱託登記及び譲渡所得税の優遇措置を適用されていますが、手数料が発生するため、自身で登記されるような農家にとってはあまりメリットが感じられない制度となっています。
また、ハウス等の施設用地については、農地中間管理機構の制度は活用できないこととされています。
今回導入を検討する「あっせん事業」では、譲渡所得税の優遇置を受けられる制度とされております。施設用地についても対象とできる制度であることから、本市においても導入を検討する余地があるのではないかということで、令和８年度において検討していきたいと考えまして、「農地移動適正化あっせん事業の導入の検討」を新たな活動計画として取組んでいきたいと考えています。

次に７ページの中段　「７ 農地利用最適化推進ブロック会議の独自活動の推進」といたしまして、例年に引き続いて、各ブロックにおいて、地域課題に即した独自活動独自活動の展開や遊休農地対策等の活動に取組んでいただきたいと思います。

最後に、年間の計画表をご覧ください。
これまでに説明をさせていただいたことを含めまして年間スケジュールをまとめたものです。
今年度は、委員改選に伴い、7 月 24 日に第 26 期農業委員の任命式及び初総会を開催します。
農地利用状況調査の全体調査につきましては､例年 8 月上旬に行っていましたが、委員改選の年であるため 8 月 25 日に実施する予定をしています。
農地利用最適化に関する意見書の提出について、市長へは 10 月 23 日、市議会へは 11 月中に提出する予定です。
活動計画について説明は以上となります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
議案第 1 号の活動計画（案）について、何か御意見はございますか。
特にないようでしたら採決に移ります。本案を承認される方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

全員賛成です。よって本案は可決いたしました。
以上で、本総会を終了いたします。御苦労様でした。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議　長

37番

38番